

毎月11日は「人権を確かめあう日」です

「見た目」問題を知っていますか

「見た目問題」、このような言葉を聞いて皆さんはどのようなことを思い浮かべますか。

美人やイケメン？ これも「見た目」の一つかもしれませんが、「問題」が付くと全く違ってきます。

見た目問題とは、顔や身体に生まれつきアザがあったり、事故や病気によるキズ等、「見た目」に症状のある方たちが抱える問題です。



日本には約80万～100万人の当事者がいるとされ、症状が容貌に限られ、日常生活に支障がないこと、また治療の緊急性もないため、支援が受けられないこともあります。

「見た目」だけで判断されがちな社会の中で、誤解や偏見による差別やいじめなど、厳しい状況におかれており、支援もなく社会から孤立してしまったり、中には自ら命を絶ってしまう人もいます。

『人の傷を笑うのは、傷の痛みを感じたことのないやつだ』

これは、かのシェークスピアの言葉です。この言葉は人権侵害の問題にも通じるものです。

もし、自分が当事者であったら…、自分のことに置き換えて考えてみてください。

問題の解決の第一歩は、まず知ること、気付くことから始まります。誰もが当事者になることがある、他人ごとではなく「自分のこと」として理解を深めましょう。

7月は「差別をなくす強調月間」です



宇陀市人権啓発活動推進本部



2012.7